## 生産緑地地区内における行為着手の届出について(生産緑地法第8条第5項関係)

生産緑地地区内に関する都市計画が定められた際、当該生産緑地において既に次に掲げる行為に着手している者は、その都市計画が定められた日から起算して30日以内に、市長にその旨を届け出なければなりません。

## <届出が必要な行為>

- (1) 建築物その他の工作物の新築,改築または増築
- (2) 宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更
- (3) 水面の埋立てまたは干拓

## 1 提出書類

行為着手の届出については、以下の書類(正・副(各1部))を提出してください。

- ① 生産緑地地区内行為着手届出書(糕122)
- ② 位置図(縮尺 1/2500 以上の地図又は住宅地図等)
- ③ 登記事項証明書(発行日から3箇月以内のものに限る。)
- ④ 公図の写し(発行日から3箇月以内のものに限る。)
- ⑤ 地積測量図
- ⑥ その他必要書類(行為の概要がわかる資料)

## 2 提出先

都市計画局都市企画部都市計画課(京都市役所 分庁舎2階)